

## ベトナムの温室効果ガス排出削減のルールと導入スケジュール

ベトナムでは、「2020年環境保護法」<sup>1</sup>が全面施行されて1年が経とうとしている。2020年環境保護法では、温室効果ガス(GHG)排出削減に関する条項(第91条:GHG排出削減条項、第92条:オゾン層保護条項、第139条:カーボン取引市場の組成と発展に関する条項)が各種盛り込まれている。それによると、2028年までに段階的に、GHG排出削減算定と報告、割当量の順守、この為のカーボンオフセット制度が導入されていく計画が示されている。

環境保護法の細則のひとつ、「GHG排出量軽減とオゾン保護に関する政令06/2022/NĐ-CP号」<sup>2</sup>では、国のGHG排出削減に向けて、事業所単位での削減計画の策定、GHG排出量の少ない製造・サービスプロセスと技術の導入、削減に関する協力メカニズムを含めたGHG排出削減方法の策定を行うことを定めている。将来的には、事業所ごとの排出割当量を超過した場合は、オークション・移転・借入れ・オフセット後の超過分の国への精算支払いか、次の約束期間の割当量へ繰越す仕組みを導入するという。また、排出クレジット取引の場として、国内カーボンクレジット取引市場が設置される予定で、2025～2027年にパイロット運用、2028年に正式運用開始するとしている。

その第1歩として、事業者には今年2020年分からのGHG排出量算定報告が義務づけられている。対象事業者は全国で約2000カ所で、工業、エネルギー、運輸交通、建設、農林業・土地利用、廃棄物処理の分野毎に、年間GHG排出量3,000t-CO<sub>2</sub>相当以上の施設、年間エネルギー消費量1,000TOE以上の火力発電所・工場・商業ビル等、一定のGHG排出量を超える事業者で、分野、地域毎の事業者名が全て公表されている<sup>3</sup>。GHG排出算定方法は、天然資源環境省発行の排出係数リスト<sup>4</sup>に基づき行うことになる。

---

<sup>1</sup> 2020年11月17日発行法律第72/2020/QH14号。一部条項は2021年2月より施行されている

<sup>2</sup> 2020年1月7日GHG排出量軽減とオゾン保護に関する政令06/2022/NĐ-CP号

<sup>3</sup> 2022年1月18日GHG排出削減インベントリが義務付けられる事業所の業種・対象事業者に関する首相決定01/2022/QĐ-TTg号

<sup>4</sup> 2022年10月10日GHG排出インベントリ排出計算項目公表に関する天然資源環境大臣決定2626/QĐ-BTNMT号

● スケジュール：

| 時期          | 内容                                       |
|-------------|--|
| 2022年       | 対象事業所は、2022年分より排出量算定報告義務が発生              |
| 2023年以降     | 対象事業者は、2年毎に排出量算定報告義務                     |
| 2025年～2027年 | カーボンクレジット取引パイロット市場を設立、管理・運営              |
| 2028年～      | カーボンクレジット取式の正式運用、<br>国外のカーボン市場との連携ルールを設定 |

出典：「2020年環境保護法」、「GHG排出量軽減とオゾン保護に関する政令06/2022/ND-CP号」より作成

● GHG排出量算定報告対象事業者：

「首相決定第01/2022/QD-TTg号」<sup>5</sup>に分野・地域毎に事業者名・業種約2000事業所をリストで公表

- 産業分野：1662事業所  
各種製造業、発電所、設備修理業、鉱業など
- 交通運輸：70事業所  
観光業、物流業など
- 建設分野：104事業所  
セメント工場、複合ビル・商業施設、ホテルなど
- 天然資源環境分野：76事業所  
廃棄物処理施設、埋め立て処分場など

● GHG排出量算定項目と排出係数：

「天然資源環境大臣決定第2626/QD-BTNMT号」<sup>6</sup>に算定項目・排出係数をリストで公表

(飯田まどか)

<sup>5</sup> 2022年1月18日GHG排出削減インベントリが義務付けられる事業所の業種・対象事業者に関する首相決定01/2022/QD-TTg号

<sup>6</sup> 2022年10月10日GHG排出インベントリ排出計算項目公表に関する天然資源環境大臣決定2626/QD-BTNMT号